

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は第一次ベビーブーム以降急速に低下し、平成17年には1.26まで低下しましたが、平成18年以降増加に転じ、平成20年は1.37となっています。しかし、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及ばず、少子化問題は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

また、婚姻についてみると、平成20年の婚姻件数は726,106件、婚姻率は5.8といずれも前年から増加に転じていますが、平均初婚年齢は平成20年で男性が30.2歳、女性が28.5歳と上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

こうした少子化の流れを変えるため、これまで、国は様々な少子化対策を講じてきており、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を公布しました。推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、呉市では、平成17年3月に「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念とする「呉市次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

さらに、前期計画策定以降も、全国的な少子化が進行している状況の中で、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取組を進めていく方針を示しています。

本計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、呉市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組の進ちょく状況や課題を整理し、平成22年4月から新たにに取り組む行動計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

2 計画策定の目的

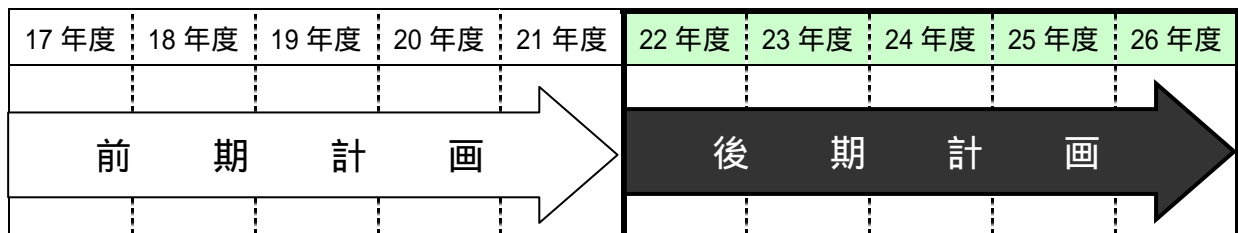
「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を推進することを目的とする10年間の時限立法である推進法において、地方公共団体に策定が義務付けられた計画です。

本計画は、少子化に的確に対応していくための緊急の課題とその対策を定め、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

3 計画の期間

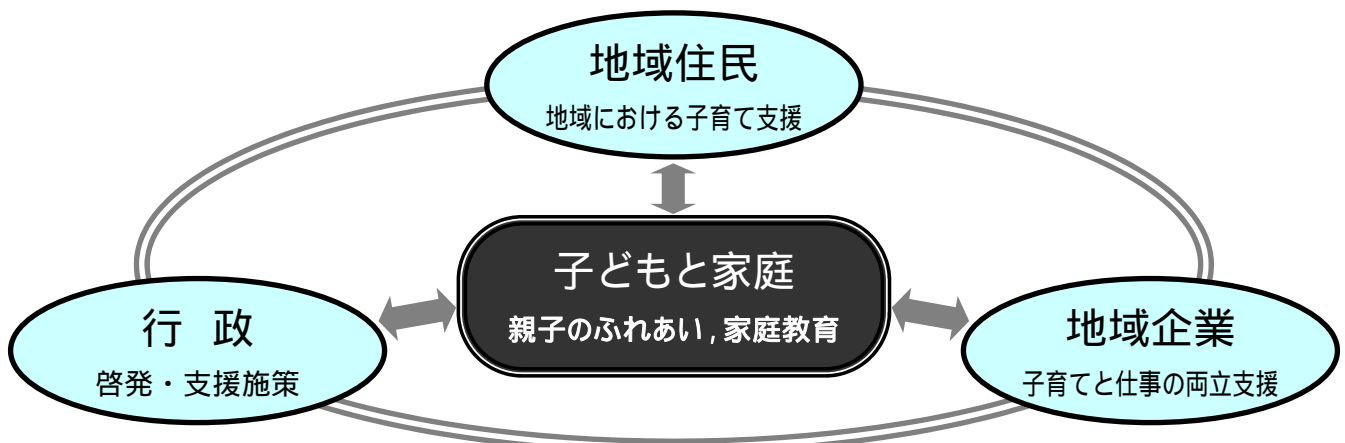
本計画は推進法で規定する10年間の集中的な取組期間のうち、平成22年度からの後期5年を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、呉市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせて、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象

全ての子どもとその保護者の家庭等を対象に、地域住民、地域企業、行政など子どもを取り巻く全ての主体が協働し、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。



5 性格・位置づけ

本計画は、推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

本計画は、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

本計画は、「児童の権利に関する条約」が定めるあらゆる子どもの人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し策定しています。

6 計画の策定体制

(1) 呉市次世代育成支援対策推進協議会における審議

呉市が実施する次世代育成支援、少子化対策に関する施策の総合的な計画策定にあたり、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があるため、呉市次世代育成支援対策推進協議会において審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国が示した調査票をもとに、市内に居住する就学前児童のいる世帯及び小学校児童のいる世帯各2,000世帯を対象に、平成21年2月にアンケート調査を行いました。

(参考)少子化対策の動向

